

鹿屋市学校教職員住宅管理規則の一部を改正する規則

鹿屋市学校教職員住宅管理規則（平成18年鹿屋市規則第205号）の一部を次のように改正する。

別表鹿屋市教職員住宅3号の項、鹿屋市教職員住宅15号の項、鹿屋市教職員住宅26号の項及び鹿屋市教職員住宅29号の項を削る。

別記第2号様式中「印」を削る。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。